

## 雫石町ふるさと景観条例

平成 17 年 3 月 11 日条例第 9 号

## 雫石町ふるさと景観条例

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則 (第 1 条 第 10 条)

第 2 章 地域の景観づくり (第 11 条 第 13 条)

第 3 章 景観住民協定 (第 14 条 第 16 条)

第 4 章 助言・指導 (第 17 条)

第 5 章 表彰 (第 18 条)

第 6 章 推進委員会 (第 19 条・第 20 条)

第 7 章 雑則 (第 21 条)

#### 附則

#### 前文

私たちのまち雫石は、秀峰岩手山をはじめとする美しい自然や山麓に広がる牧歌的風景、町内を流れる雫石川や町中に広がる田園風景など、すばらしい景観資源に恵まれています。

この美しい景観は、町民や、訪れる人々の心に安らぎやうおいを与えてくれる貴重な財産であり、この景観を守ることは、私たちの責務です。

町民が誇りと愛着の持てるふるさと、魅力あふれるまちづくりをするため、私たちは、この美しい景観を守り、育て、更に次世代へ引き継いでいくことを決意し、ここに雫石町ふるさと景観条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この条例は、町の景観づくりの施策に関し基本的な事項を定めることにより、町の景観形成を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とする。

### (基本理念)

**第 2 条** 景観づくりは、岩手山をはじめとする山岳景観やそのすそ野に広がる田園風景などの自然環境との調和に配慮し、古くから伝わる地域の文化及び歴史を保存継承しながら、町民が快適で心地よい生活を営むことができるよう推進されなければならない。

### (定義)

**第 3 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 町民等 雫石町内に居住し、又は滞在し、若しくは通過する者をいう。

(2) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

- (3) 工作物 建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物をいう。
- (4) 広告物 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件で建築物、工作物以外のものをいう。
- (5) 事業者 商工業及び農林水産業など経済的事業を営む者をいう。
- (6) 土地の所有者等 町内の土地を所有し、又は占有し、若しくは管理する者をいう。

(町の責務)

**第 4 条** 町は、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 町は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、町民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第 5 条** 事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観づくりに寄与するよう努めるとともに、景観の形成に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(町民等の責務)

**第 6 条** 町民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、積極的に良好な景観づくりを行わなければならない。

- 2 町民等は、自ら進んで景観の形成に寄与するよう努めるとともに、景観の形成に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(土地の所有者等の責務)

**第 7 条** 土地の所有者等は、当該土地を常に清潔に保ち、景観の美化を図るよう努めるとともに、景観の形成に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(先導的役割)

**第 8 条** 町は、公共施設の整備等を行う場合には、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 町は、町民等及び事業者に対し、景観づくりに関する意識の醸成を図るため、その啓発に努めるものとする。

(国等との連携)

**第 9 条** 町は、よりよい景観づくりを推進するため、国及び県との連携を図るものとする。

(国等に対する協力の要請)

**第 10 条** 町長は、必要があると認めたときは、国又は他の地方公共団体若しくはこれに準ずる法人等に対し、景観づくりについて協力を要請するものとする。

## 第2章 地域の景観づくり

(景観形成地域の指定)

**第11条** 町長は、景観づくりを推進する上で重要であると認める地域を景観形成地域として指定することができる。

- 2 町長は、景観形成地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域の住民その他利害関係者の意見を聴くとともに、第19条に規定する雫石町景観推進委員会(同条第1項を除き以下「推進委員会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、景観形成地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、当該指定を変更し、又は廃止しようとする場合に準用する。

(景観形成基準)

**第12条** 町長は、景観形成地域を指定したときは、当該地域における景観形成のための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めるものとする。

- 2 景観形成基準は、次に掲げる事項のうち、必要なものについて定めるものとする。
  - (1) 建築物又は工作物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材
  - (2) 広告物の規模、形態、意匠、色彩及び素材
  - (3) 樹木の種類、位置、数量及び形態
  - (4) その他町長が必要と認める事項
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、景観形成基準を定め、又は変更する場合に準用する。

(景観形成基準の遵守)

**第13条** 景観形成地域において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、景観形成基準の定めに従い、その基準に適合するように努めなければならない。

- (1) 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、若しくは撤去又は外観の変更
- (2) 広告物の配置、移転又は外観の変更
- (3) 樹木の伐採及び伐採跡地の緑化
- (4) その他町長が必要と認める行為

## 第3章 景観住民協定

(景観住民協定の締結)

**第14条** 一定の区域内に居住する住民、並びに土地、建築物等の所有者及びこれらについて使用することができる権利を有する者は、その当該区域の景観づくりを推進するため、相互に景観づくりに関する協定(以下「景観住民協定」という。)を締結することができる。

- 2 景観住民協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 景観住民協定の名称、目的及び対象となる区域
  - (2) 景観住民協定を締結した者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - (3) 景観住民協定を締結した者の代表者の氏名

- (4) 景観住民協定の有効期限
- (5) 建築物又は工作物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地に関する事項
- (6) 景観住民協定の変更及び廃止に関する事項
- (7) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要と認められる事項

(景観住民協定の認定等)

**第15条** 景観住民協定について、町の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合、その協定が、町の景観づくりを推進する上で適当であると認められるときは、当該景観住民協定を認定することができる。
- 3 町長は、前項の規定による認定をした場合、その旨を告示するものとする。
- 4 景観住民協定の認定を受けた者は、当該景観住民協定を変更し、又は廃止したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(助成等)

**第16条** 町長は、前条第2項の規定により認定した景観住民協定に基づく活動等に対し、技術的な援助を行い、又はその活動等に要する経費の一部を助成することができる。

#### 第4章 助言・指導

(助言及び指導)

**第17条** 町長は、景観を著しく阻害する行為や、景観づくりに支障を及ぼすおそれのある行為があった場合は、当該行為者又は所有者若しくは管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

- 2 町長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において必要と認めるときは、あらかじめ推進委員会の意見を聴くことができる。

#### 第5章 表彰

(表彰)

**第18条** 町長は、町の良好な景観づくりに功績があったと認められる個人又は団体を表彰することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により表彰する場合について準用する。

#### 第6章 推進委員会

(設置)

**第19条** 町民総参加でふるさとの景観形成を進めるため、雫石町景観推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、景観形成に関する事項を調査検討するものとする。
- 3 推進委員会は、景観の形成に関する事項について町長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

**第 20 条** 推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員には、零石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 38 年零石町条例第 13 号)により報酬を支給する。

5 この条例に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 7 章 雑則

(委任)

**第 21 条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(零石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 零石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 38 年零石町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	上記以外のもので、	町長が予算の範囲で定める額	」
	その他非常勤の職員		

を

「	零石町景観推進委員会委員		6,100	」
	上記以外のもので、 その他非常勤の職員	町長が予算の範囲で定める額		

に改める。